

## 『就活ハラスメント』防止への当社の取り組み

MUS ビジネスサービス株式会社

- 全従業員に対してすべてのハラスメントを禁止する方針を伝えています。  
(就業規則に明記)
- ハラスメント行為を行った社員（服務規律違反）は、懲戒処分になることを周知しています。
- ハラスメント防止策の一環として全社員を対象に定期的に『ハラスメント研修』を実施しています。
- ハラスメントに関する悩みや被害の相談・通報窓口も社内外に設置しています。
- 上記取り組みに加えて、採用担当者には『就活ハラスメントに関する研修』も実施しています。

万が一、当社応募者の方が『就活ハラスメント』に関するお悩みをお持ちの場合は、東京労働局雇用環境・均等部（03-3512-1611 または 1608）へご相談ください。

以 上